

平成30年度第2回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成30年12月13日午前10時00分、本庁舎11階1102会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (愛知県決定)

議案第2号 尾張都市計画区域区分の変更 (愛知県決定)

2. 付議事項

議案第3号 尾張都市計画用途地域の変更 (一宮市決定)

議案第4号 尾張都市計画生産緑地地区の変更 (一宮市決定)

3. 報告事項

報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の策定について

4. 出席委員 16名

秀島 栄三、櫻木 耕史、高取 千佳、豊島 半七、宮本 由紀

鶴飼 和司、中村 一仁、長谷川 八十、谷 祝夫、渡辺 之良、平松 邦江

小川 秀史、川口 憲生 (代理出席：伊藤 兼之)、高井 重美、富山 弘美、森 律子

5. 欠席委員 1名

牛田 幸夫

[事務局]

まちづくり部次長 山田 芳久

都市計画課主監 中島 康博

同都市計画G専任課長 田内 誠一

同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 牛田 貴史

同G担当 中島 香衣

農業振興課長 大野 猛

同農政G専任課長 野田 喜信

同G課長補佐 武田 玲香

同G主任 平野 智美

同G担当 坂口 達郎

開 会
会 議 顛 末
午前10時00分

(開会のことば)

事 務 局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度第2回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は16名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

なお、牛田委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。

また、川口委員は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課長の伊藤様に代理出席いただいております。

なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長 おはようございます。会長を務めさせていただきます、秀島でございます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。

本日は、尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、尾張都市計画区域区分の変更の2議案が諮問されております。また、尾張都市計画用途地域の変更、尾張都市計画生産緑地地区の変更の2議案が付議されております。さらに、報告事項として、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の策定についての1案件がございますので、よろしく願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長 次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

議事録署名者は、議席順をお願いしておりますので、豊島委員と宮本委員をお願いいたします。

(議案の審議)

会 長 それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）をご審議賜りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会長

はい。

事務局

本議案につきましては、愛知県が定める都市計画であり、都市計画法第18条第1項の規定により、愛知県から一宮市に意見を求められていることから、本審議会に諮問するものでございます。それでは、議案第1号について、説明させていただきます。着座にて説明いたします。

それでは、議案第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について、説明いたします。

そもそも都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、愛知県が策定する方針で、通称、都市計画区域マスタープランとっております。これまでに概ね10年毎に変更を行っております。

お手元の議案書のインデックスの理由書をご覧ください。

今回は、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するために変更するものでございます。

続きまして、インデックスの計画書をご覧ください。1枚はねていただき、「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）」につきましては、スクリーンにて説明いたします。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を愛知県が広域的な見地から定めるものでございます。都市計画の目標、区域区分の有無および区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定等の方針を定めることとなっております。

本マスタープランの対象区域であります尾張都市計画区域とは、図の赤く塗りました区域で、一宮市全域を含めた7市2町で構成しております。

それでは、記載内容についてご説明いたします。

第1章、「基本的事項」では、位置づけや目標年次などを記載しております。平成30年を基準年次としまして、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めております。なお、市街化区域の規模などは、平成42年を目標年次としております。

第2章には、平成28年度に愛知県が策定した県全体の都市計画の基本的方針であります「愛知の都市づくりビジョン」の概要を記載しております。「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を理念として掲げております。そして、①集約型都市構造への転換、②リニア新時代に向けた対流の促進、③さらなる産業集積の推進、④安全安心な暮らしの確保、⑤環境負荷の小さな都市づくりの推進の5つを都市づくりの基本方向としております。

第3章では、都市計画の目標を定めております。まず尾張都市計画区域における基本理念を「広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり」と定め、都市づくりビジョンの5つの基本方向に基づき、具体的な目標を掲げております。それぞれ簡単に説明しますと、①集約型都市構造への転換では、一宮駅な

どの鉄道駅に都市機能を集積することやまちなかに居住を誘導すること、世帯数の増加が見込まれる地域では、新たな市街地を形成すること、そして、②リニア新時代に向けた対流の促進では、国営木曾三川公園などの地域資源を活かした地域づくりを進め、にぎわいを創出すること、県営名古屋空港、中部国際空港、名古屋港へのアクセス性向上のために、幹線道路整備を促進することが記載されております。③さらなる産業集積の推進では、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域などに新たに産業用地の確保すること、④安全安心な暮らしの確保では、木曾川の洪水など、災害危険性の高い地区では土地利用の適正な規制と誘導を図ること、道路や橋梁などの都市基盤施設の耐震化を推進して、災害に強い都市構造を構築すること、そして、⑤環境負荷の小さな都市づくりの推進では、豊かな自然環境を保全すること、都市部を低炭素化することなどを目標としております。

それらの目標を図で表現したものが、スクリーンにあります、将来都市構造図であります。一宮駅などの主要な鉄道駅周辺に商業・業務・医療、行政などの都市機能の集積を目指す都市の拠点位置づけを位置づけております。また、市街地、農地、工業地などの大まかな土地利用や、東名名神高速道路、鉄道などの広域的な交通軸、それを補完する道路のネットワーク、河川、公園、緑地などを示しております。

続きまして、第4章では、区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針を定めております。区域区分の決定の有無とは、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域を区分する「いわゆる線引き」を行うかどうかを示す、ということでございます。尾張都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含むため、都市計画法第7条第1項により区域区分を定めることが義務となっております。そして、その区域区分の方針としては、市街地として整備すべき区域は市街化を促進して、自然環境や農林漁業との調和から保全すべき区域は市街化の抑制を行うというものです。また、今後新たな区域を市街化区域に設定する際には、想定される将来人口や産業規模の範囲内で行うこととする、ことなどが掲げられています。

続きまして、第5章では、主要な都市計画の決定等の方針について、定めております。まず土地利用の方針です。住宅地では、公共交通の利用しやすい鉄道駅やバス停、市役所などの徒歩圏を中心に配置すること、商業地では、中心市街地や生活拠点となる地区に、都市機能の集約を進め、集約型都市構造への転換を図ること、工業地では、インターチェンジ周辺など、交通の利便性が高く物流の効率化の図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に配置すること、としております。

2つ目は都市施設についてでございます。交通施設の中でも特に道路については、東名名神高速道路や東海北陸自動車道など既存の広域交通ネットワークや、さらには岐阜圏域と名古屋都心を結ぶ名岐道路を活かした質の高い交通環境を形成し、また充実させることとしております。下水道および河川等では、下水道の整備を積極的に促進、河川の整備、河川管理施設の機能強化、新川流域では、流域水害対策計画に従い、浸水被害対策を実施することとしております。

3つ目市街地開発事業では、土地区画整理事業により、良質な住宅地や工業地の供給を促進するとしており、予定事業として、一宮市においては、外崎の区画整理事業が挙げられております。また、市街地再開発事業では、鉄道駅周辺を中心に土地の有効利用や高度利用が可能となるよう民間活力を最大限活用すること、など定めております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員 市街化調整区域において、市街化区域の編入を見据えた、いわゆる暫定用途を設定した箇所は一宮市にありますか。

事 務 局 ございませぬ。

委 員 区域区分の方針のところ、市街化区域への編入の検討という文言が何箇所か出てくるので市の方針と合致しているのか気になりましたが、暫定用途の箇所が無いのであれば問題ないですね。

会 長 愛知県から一宮市に意見を求められている案件なので、今この場でいただいたご意見は愛知県の方に伝えるという形になります。

委 員 都市づくりの目標において、犬山や小牧など他市町と連携した動きについての文言が多く見られますが、愛知県や一宮市において具体的な施策などはありますか。

事 務 局 尾張都市計画区域を1つの区域として方針を定めておりますが、具体の施策はこれから検討するものでございます。

委 員 市街化区域以外におけるD I D分布状況をみると、一宮市が極端に多い状況が見受けられますが、愛知県及び市としてどのように考えられているか教えてください。

事 務 局 都市づくりの目標において、市街化調整区域に広がるD I Dを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集約型都市構造への転換に向けて、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、都市部への居住を誘導するとともに、現在の生活利便性や地域のコミュニティ維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します、との記載があります。この考えは、一宮市も同様であり、後ほど説明いたします市のマスタープランにおいて、市街化調整区域にも地域生活拠点を設け、コミュニティ維持を図る考えを示しております。

会 長 他にご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。
議案第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございました。
ご異議ございませんので、原案のとおり可とする旨、答申をすることに決定をいたしま

す。

会 長 続きます、議案第2号 尾張都市計画区域区分の変更（愛知県決定）、議案第3号 尾張都市計画用途地域の変更（一宮市決定）の2議案につきましては、関連しておりますので、合わせて審議賜りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 議案第2号につきましては、議案第1号と同様に愛知県が定める都市計画であり、都市計画法第18条第1項の規定により、愛知県から一宮市に意見を求められていることから、本審議会に諮問するものでございます。議案第3号につきましては、議案第2号に関連しておりますので、合わせて、説明させていただきます。

それでは、議案第2号 尾張都市計画区域区分の変更 愛知県決定について、説明いたします。お手元の資料、インデックス、議案第2号をご覧ください。愛知県では、昭和45年に当初の線引きを行って以来、今回6回目の見直しとなります。

一枚はねていただき、計画書をご覧ください。都市計画図書となりまして、尾張都市計画区域内及び、そのうちの市街化区域内の人口や愛知県全体の産業のフレームが記載されております。

インデックスの理由書をお願いします。中段の2当該都市計画の必要性をご覧ください。当該地区は木曾川町と奥町の境を市街化区域境界としていましたが、土地改良事業に伴い、町界の位置が変更されたため、より明確な地形地物である道路の中心に市街化区域境界を改めるもの、としております。

次に、図面袋の総括図をご覧ください。スクリーンにも同じものを映しております。今回変更する箇所は、一宮駅より北西に位置する、木曾川町・奥町地区となります。

計画図をご覧ください。市街化区域と市街化調整区域の境を旧の町界から地形地物であります、道路の中心に変更することにより、赤斜線ハッチ部分が市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域となり、面積は約0.1ヘクタール、水色囲いの部分が市街化区域から市街化調整区域へ編入する区域となり、面積約0.2ヘクタールとなります。

以上が議案第2号の説明でございます。

続きます、議案第3号 尾張都市計画用途地域の変更 一宮市決定を説明いたします。

お手元の資料、インデックス、議案第3号をご覧ください。今回の用途地域変更の区域につきましては、先ほど議案第2号で説明いたしました区域と同様となり、市街化調整区域から市街化区域に編入する区域について、用途地域を定め、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域につきましては、用途地域を定めない区域に変更するものです。

一枚はねて頂き、計画書をお願いします。ここでは変更後の本市の用途地域の種別面積、建築物の容積率、建蔽率を記載しております。今回の変更により、準工業地域の面積は、約0.1ヘクタール減少するのみですが、小数点以下の四捨五入の関係で、1,615ヘクタールから1,614ヘクタールへ変更となります。

図面袋にあります、総括図につきましては、先ほどの第2号議案と同様となりますので、計画図の方をご覧ください。スクリーンにも同じものを映しております。区域区分の変更と併せまして、市街化区域に編入する区域、面積約0.1ヘクタールを周辺の土地利用と一体とするため、準工業地域に変更するものです。また、市街化調整区域に編入する区域、面積約0.2ヘクタールを用途指定なしに変更するものでございます。図面は変更後のものを記載してございます。

なお、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本変更案の縦覧を平成30年11月13日から11月27日まで実施しましたところ、縦覧者は3名でしたが、意見書の提出はありませんでした。

以上が第3号議案の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

会 長 ご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。
議案第2号 尾張都市計画区域区分の変更（愛知県決定）及び議案第3号 尾張都市計画用途地域の変更（一宮市決定）について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。
ご異議ございませんので、両議案ともに原案のとおり可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長 続きまして、議案第4号「尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）」をご審議賜りたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 それでは、議案第4号につきましてご説明いたします。なお、説明につきましては、着座にて失礼いたします。

まず、議案の説明の前に、今年の6月にご説明いたしました生産緑地の要件緩和についてご報告させていただきます。生産緑地の面積要件緩和につきましては、今年の9月市議会を経て、一宮市生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例を制定し、一宮市の生産緑地の面積要件を500平方メートルから300平方メートルに引下げいたしました。また、今年の10月には生産緑地の一団性の緩和をするため、一宮市生産緑地地区の指定及び解除に関する基準を策定しました。これからご説明いたします議案につきましては、これらの要件緩和を適用した変更となっておりますので、よろし

くお願いいたします。

それでは議案の説明をいたします。2枚はねていただいて、都市計画生産緑地地区を次のように変更するもので面積約125.0ヘクタールとするものでございます。位置及び区域は、図面袋に入っております、総括図及び計画図に示してございます。

変更理由です。今回の変更は、市街化区域に存する農地のうち、生産緑地地区に指定されている区域について、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの及び面積要件を満たさなくなったものについて一部区域を変更するものです。

次に、2枚はねていただき、箇所別調書をご覧ください。今回の変更による面積は、変更前129万9818平方メートルから、49,535平方メートルの減少となり、変更後は125万283平方メートルとなります。

なお、本日審議をお願いいたします変更案件は、全部で55箇所に及んでおります。全部につきまして詳細なご説明を申し上げておりますと、大変な時間が掛かってまいります。このため、変更内容が除外または一部除外の内、変更理由が、主たる従事者の死亡による制限解除、または病気などの故障による制限解除のものにつきましては、箇所別調書の記載により説明に変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらの箇所別調書及び計画図に基づいてご説明をさせていただきます。

それでは、まず、箇所別調書の1ページ目、左に記載の一団番号1-114をお願いいたします。計画図につきましては全24枚のうち1枚と計画図1枚目変更前図をご覧ください。場所は、中央の一団番号1-114です。変更理由は、誤謬修正になります。平成27年度に都市計画決定しました生産緑地地区の区域について、買取り申出の前に分筆及び合筆が行われたことにより、筆の形状が東西に分かれた土地から南北に分かれた土地へと形状変更がありましたが、分筆及び合筆前の形状で生産緑地地区の変更していたことが判明したため、その修正変更を行うものとなっております。合わせまして、除外面積の誤りがありましたので、1平方メートル減の修正変更を行います。

続きまして、箇所別調書の2ページ目、一団番号4-139をお願いします。計画図は12枚目をご覧ください。主たる従事者が死亡したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積1,023平方メートルを除外するものです。この除外により、1筆116平方メートルの土地が面積要件不足となります。しかしながら、一団性の要件緩和により、同一の街区又は隣接の街区内にある生産緑地のうち、隣接する農地等の面積が100平方メートル以上のものを一団とすることができるようになりました。本件については、西側にある一団番号4-138と同じ一団とすることで合計面積が899平方メートルとなり、面積要件の300平方メートル以上となりますので、存続となります。

続きまして、箇所別調書の3ページ目、一団番号4-223をお願いします。計画図はそのまま13枚目をご覧ください。主たる従事者が死亡したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積416平方メートルを除外するものです。この除外により残地の分断が発生しますが、同一街区内にある生産緑地ですので、そのまま繋げて一団としています。また、残面積が487平方メートルとなりますが、条例により面積要件が300平方メートルに引き下げられておりますので、存続となります。

続きまして、箇所別調書の4ページ目、一団番号19-2をお願いします。計画図は23枚目をご覧ください。主たる従事者が故障したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積2,795平方メートルを除外するものです。この除外により分断が発生

し、片方の残面積が375平方メートルとなりますが、条例により面積要件が300平方メートルに引き下げられておりますので、存続となります。なお、片方のみで面積要件を満たしておりますので、新たな一団番号19-14として指定します。

以上、箇所別調書につきましてのご説明とさせていただきます。

今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更面積につきましては、変更箇所別調書のすぐ後にまとめております。またそのすぐ後には、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめておりますので、こちらの方も参考にいただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成29年1月1日から、同年の12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。

なお、変更案の縦覧を平成30年11月8日から平成30年11月22日まで実施致しましたところ、縦覧者はおらず、また意見書の提出もございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

会 長 ご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。
議案第4号 尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。
ご異議ございませんので、原案のとおり可とする旨、答申をすることに決定をいたします。

（報告事項）

会 長 以上をもちまして諮問及び付議案件の審議は終了したいと存じますが、報告案件が1件ございます。

報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の策定についての説明を事務局よりお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 それでは、報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の策定について、説明いたします。お手元の資料にあります報告資料1、2は都市計画に関する基本的な方針、報告資料3、4は立地適正化計画についてのものです。それ

では、スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画に関する基本的な方針ですが、これは都市計画法第18条の2に基づくもので、通称、都市計画マスタープランと呼ばれております。総合計画や、議案第1号で説明いたしました尾張都市計画区域マスタープランに即し、策定を進めています。本マスタープランは、大きく、全体構想と地域別構想により構成されており、本日は、中間報告としまして、全体構想の素案を報告します。なお、この素案については、12月17日月曜日から来年1月16日水曜日までパブリックコメントを実施する予定です。このパブリックコメントに際しましては、市民の方に直接説明する場としまして、12月21日および23日に説明会を開催する予定でございます。このマスタープランの公表は、来年度に策定する地域別構想とあわせて、来年度末を予定しております。

次に、対象区域と目標年次についてですが、対象は、市全域であり、目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、概ね10年後の2030年となります。

次に、都市の現況と課題について説明いたします。一宮市においても今後、人口は減少に転じる見込みであることから人口の集約による地域コミュニティの維持や、人口減少下における生活サービス施設の維持、また、中心市街地の活性化や、産業構造の変化、災害に対する安全・安心、自然や農地などの保全・活用、環境や、歴史・文化、そして、まちづくりの担い手育成の9つの分野で整理しております。

これらの課題を受け、総合計画や尾張都市計画区域マスタープランを踏まえて、将来都市像を、都市の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち、多拠点ネットワーク型都市の構築と設定しております。

そして、都市づくりの目標として、4つにまとめてございます。1つ目は、持続可能で安心・安全な都市構造の構築、2つ目は、都市の発展を支える拠点の強化、3つ目は、誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保、そして、4つ目としまして愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承を挙げております。

次に、計画フレーム、すなわち将来人口の設定については、総合計画に基づき、2030年の総人口として、376,574人と設定しています。

次に、将来都市構造図になります。一宮駅周辺を都市拠点とし、尾西庁舎周辺、木曾川駅周辺を副次的都市拠点とします。また、市街化調整区域を含め、出張所や公民館周辺を地域生活拠点とします。これらの拠点を鉄道や主要なバスで結ぶことにより、持続可能な都市形態として、多拠点ネットワーク型都市の構築を目指します。

次に、部門別の方針となります。土地利用から都市防災までの10項目を方針としてまとめておまして、土地利用では、市街化区域における都市機能の集積や、市街化調整区域における適切な土地利用の誘導、道路では、道路ネットワークの形成や、自転車・歩行者の通行空間の確保、公共交通では、交通ネットワークの形成、公園緑地では、水と緑のネットワークや公園の適正配置、下水・河川では、治水対策、その他としまして、必要な駐車場の確保などを記載しております。市街地開発事業では、一宮駅周辺の市街地整備や、丹陽町外崎の土地区画整理事業、景観形成では、景観の保全や形成、環境形成では、環境負荷の少ない持続可能な都市形成、最後に都市防災では、速やかな復旧・復興が可能な災害に強い都市づくりの方針を示しております。以上が、都市計画マスタープラン全体構想の素案の説明となります。

続きまして、一宮市立地適正化計画について説明します。立地適正化計画は、平成26

年8月に都市再生特別措置法の一部改正により創設されたもので、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークの形成、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進する計画となります。立地適正化計画は、市街化区域内において、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を誘導する区域となる都市機能誘導区域、及びその区域内と外側において居住を誘導するための居住誘導区域を設定します。

本計画は、序論の立地適正化計画についてから、第5章の計画の評価までで構成しております。そして今年度は、第3章の都市機能誘導区域についてまでを策定いたします。この計画の素案については、都市計画マスタープランと併せて、パブリックコメント及びそれに伴う説明会を行いまして、来年2月ごろ開催予定の次回都市計画審議会にて、お諮りさせていただき、3月末の公表を目指しております。

それでは、内容を具体的にご説明いたします。課題の分析・整理としては、人口、公共交通、土地利用、都市機能、災害、財政などを挙げておりますが、そのなかでも、注力するのは、人口と公共交通と考えております。人口については、人口減少と高齢化が進むと想定される一方、近年の転入、転出状況をみると、子育て世代が転入超過傾向にあります。よって、今後の一宮市では、子育て世代・高齢者のニーズに合った環境づくりが必要と考えております。公共交通については、市民アンケートの結果によりますと、将来的な公共交通サービスの低下を不安視する声が多いことから、公共交通ネットワークの維持・充実が必要と考えております。

以上より、一宮市立地適正化計画におけるまちづくりの方針を、「子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり」と設定しました。

そして先述の課題を解決するために、都市機能誘導区域においては、介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、また、居住誘導区域を、都市機能誘導区域の周辺や公共交通沿線などの利便性の高い地域に設定することで、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。

次に、都市機能誘導区域の設定方針ですが、都市計画マスタープランで設定した拠点のうち、市街化区域内の7つの拠点において、それぞれの中心から徒歩圏とされる概ね800mの範囲を対象として、関連計画の区域や、現状の都市機能の集積、地形地物や用途地域境などを勘案して範囲を設定しております。

次に、誘導する施設の設定方針について説明します。市域全域にバランスよく立地することが望ましい施設については、誘導施設に設定しないこととしました。そして、介護福祉機能については、健康増進施設を、また、子育て機能については、認定こども園、商業機能については、3,000平方メートル以上で、生鮮食品も取り扱う商業施設を設定します。また、現在10,000平方メートル以上の大規模な商業施設が含まれる区域においては、それを維持する目的として設定します。医療機能については、病床20床以上の病院を設定します。また、現在、病床200床以上の地域医療支援病院が含まれる区域においては、それを維持する目的として設定します。

これまで説明しました方針により、都市機能誘導区域および誘導施設が、スクリーンに示したものになります。

最後に、立地を誘導するための施策についてですが、ご覧のとおり、国等が直接行う施策や、国の支援を受けて行う施策のほか、本市が独自に行う、優良建築物等整備事業や、土地区画整理事業などの施策となります。このようなインセンティブを付与することによ

り、誘導施設の立地を推進します。以上が報告第1号の説明でございます。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員 以前、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定された際は、庁内から横断的に意見を集めながら進めておりましたが、今回の計画はどのように検討しましたか。

事 務 局 計画の策定にあたりましては、庁内の20あまりの課で組織する検討会議を設け検討を行いました。庁内で検討した案については、学識経験者や地域団体の代表等で組織する策定委員会においてご検討いただいております。現在までに3回ほど開催しており、そこで検討された案を今回都市計画審議会に報告しております。

委 員 現在3回ほど開催されているとのことですが、関係各課はどのような姿勢で臨んでいるのでしょうか。今後は他市町と横並びにならないような、一宮市独自の魅力ある都市づくりを進める必要があると思います。例えば、子育て機能では病児保育の充実であるとか、先ほど説明のあった公共交通の維持など、一宮市に特化した施策についてどのような意見が出たのか教えてください。

事 務 局 会議につきましては、公共交通や子育て関係も含め多岐に亘る課が参加しております。公共交通については、現行の一宮市公共交通計画よりも一歩踏み込んだ構想を持っております。子育て機能については、担当部署と協議しまして、保育園だと母親が働いている家庭しか入れないとの声が多いことなど、そういった実情を考慮した上で認定こども園を設定しております。

委 員 ありがとうございます。子育てに関する施策は市長も推進しておられますし、私としても今後高齢化が進行する中での子少化は重大な問題であると考えています。子育て支援施策は今後他市に負けないような一宮市の魅力として進めていっていただきたい、その方向性を立地適正化計画にも落とし込んではどうかと考えます。

会 長 他はいかがでしょうか。

委 員 今後は、他市からの転入はもちろんですが、一宮市で育った子供がずっと一宮市に住み続ける、或いは一度出て行っても帰って来なくなるまちづくりが重要になると考えています。市街化調整区域は基本的に開発を抑制する地域であり、都市計画マスタープランにおいて言い難いかもしれませんが、市街化調整区域に人口が維持できる、つまりは子供たちが住み続けることができることを言及してもいいと思います。まちなか居住の推進を中心にするとう記載してしまうと、市街化調整区域も含めて人を誘導するようなイメージをうけます。一宮市は市街化調整区域にもD I Dが広がっており、そこにある集落はコミュニティを維持すべきものです。もしその人口が減ってしまうと、生活に必要な施設も維持ができなくなってしまいます。現在の都市計画マスタープランは、都市部に寄った内容であ

る印象を受けますが、一宮市の歴史的な経緯からみても、市街化調整区域のコミュニティの維持は図るべきことと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局

土地利用の方針において、市街化調整区域の土地利用方針としまして、市街化調整区域であっても、鉄道駅周辺や地域生活拠点周辺などの利便性の高いエリアにおいて、市街化区域への編入や市街化調整区域内地区計画運用指針による地区計画制度を活用し、良好な環境と景観の保全を図りながら、地域コミュニティの維持及び日常的な利便性の確保を図ることを記載しております。ご指摘の通り、一宮市は人口の4割の方が市街化調整区域にお住まいになっていることから、市街化調整区域のコミュニティ維持を図る方針としております。

委員

今の意見と関連するところもありますが、立地適正化計画では商業機能の誘導施設として3,000平方メートル以上の商業施設を設定されています。それだと都市機能誘導区域以外での立地は届出が必要になり、例えば市街化調整区域への出店の意欲が削がれかねないこととなります。一宮市は市街化調整区域にもDIDが広がっており、商業施設の立地は日常生活に重要なことだと思います。市街化区域への編入も考えられているのであれば、立地適正化計画の見直しの中で行うことかもしれません、そのあたりはどうお考えでしょうか。

事務局

まず、面積3,000平方メートル以上の考え方についてご説明いたします。現在一宮市内に立地しております日常生活に密着したスーパーですと、概ね1,500平方メートルから2,000平方メートルの規模になります。そのようなスーパーは市域全体にあるべきであると考えておりますので、誘導施設として設定しておりません。また、市街化調整区域におきましては、開発の基準がございまして、新規の立地は500平方メートル以下に規制されておりますので、誘導施設の位置づけによらず、立地が制限されております。

委員

今後市街化区域に編入した場合には、立地適正化計画の見直しもあるということですか。

事務局

立地適正化計画は5年毎に評価を行うこととしておりますので、市街化区域編入を行うのであれば、そのタイミングで見直すことが出来ます。

委員

立地適正化計画における本市が独自に行う施策を見ますと、空き家空き店舗の利活用に対するインセンティブの付与の検討とありますが、現在ご紹介していただけるのであれば教えてください。

事務局

現在具体的な計画があるわけではございません。今後検討するものでございます。

委員

尾張都市計画区域マスタープランの市街化調整区域における土地利用方針では、誘導と維持という方針がみられましたが、一宮市の都市計画マスタープランにおいては、まず維持をしていくという捉え方でよろしいでしょうか。

事務局 維持を第一に考えております。

委員 わかりました。市街化調整区域に住んでいる人口や、その年代など、最新の情報に基づきながら検討を行っていただきますようお願いします。

委員 一宮市都市計画マスタープランの課題に対してどうしていくか、例えば産業構造の変化についてはどう対応するのが重要です。例えば、市街化調整区域は農業をすることであるが、広大な土地があります。コミュニティの維持には、働く場所も必要だと思います。

委員 市の方針として、拠点の位置付けや、公共交通ネットワークの充実というのがあるのはわかりましたが、一宮をはじめ愛知県は依然として車社会であるのが現実です。もう少し具体的な方針は謳ってあるのでしょうか。例えば、立地適正化計画の都市機能誘導区域に設定されたところは、鉄道駅があるところも多いですが、鉄道駅が無いところはどのように考えられているのでしょうか。

事務局 将来都市構造図において、鉄道と主要バスの路線を示しております。その二つの公共交通で拠点間をつなぐという構想をしております。

委員 以前から伺っている話であり、もう少し工夫いただければと思います。

委員 立地適正化計画において、拠点から外れた箇所に住んでいる人に対してはどう考えているのでしょうか。個人的な話ですが、市内に住んでいる父が、高齢に伴い免許返納しましたが、普段の移動手段がなく日々の生活が大変です。そのような状況では、住み続けたい人が居てもいずれは住むことができなくなることもなります。都市計画の分野だけでは対応が難しいかもしれませんが、都市計画も含め庁内で横断的に取り組んでいただきたいです。また、市街化調整区域だと子供が住むための家を造ることも厳しく規制されていると聞きますが、子供たちが住み続けられる環境づくりのために、条件を限定した規制緩和も検討していただきたいです。

委員 一宮市の周辺部では産業誘致などを積極的にやっておられますが、リニアインパクトを見据え、駅周辺部に若い人を集めるのであれば、サービス業などのソフト産業の発展が重要になります。一宮市の都市計画においても、駅周辺部においてはソフト産業の企業育成を大きな柱として考えていただければと思います。

会長 こういった色々なご意見を今後どのように反映されるのか、検討のプロセスを確認したいのですが、いかがでしょうか。検討の場というのはあるのでしょうか。

事務局 先ほど少しご説明しました通り、別で学識経験者等による策定委員会を設けており、その前には庁内関係各課の会議でも検討を行っております。今後の流れとしましては、パブリックコメントと説明会を行い、そこで頂いた意見を踏まえまして、第4回目の策定委員

会にて検討を行う予定でございます。

会 長 二つの計画は同時に検討が進んでいるということですか。

事 務 局 その通りです。今年度末に、都市計画マスタープランにおいては全体構想編、立地適正化計画においては都市機能誘導区域編の検討を終え、それぞれの計画の全体は来年度末に公表したいと考えております。

会 長 ありがとうございます。パブリックコメントが行われるということですので、周りの方にもご意見を出していただきますようお願いしたいと思います。

委 員 今後高齢者がどんどん増えていく中で、車が無くても暮らせるまちづくりはとても重要になると考えます。都市計画マスタープランの将来構造図において公共交通ネットワークが示されていますが、主要バスは基本的に一宮駅と繋がった路線となっています。私の父も免許返納を行っており、日々の買い物にも苦勞している状況です。そのような人が安心して暮らせるような、スーパー等を周回できるような生活に密着したバス路線もご検討いただければと思います。

委 員 そういった新規のバス路線をやる際にはどのようなことが大変なのか、事例としてどのようなことがあるのか、学識経験者の方にお聞きしたいです。

会 長 交通工学に近いので回答させていただきます。基本的に、幹線と呼べないバス路線は莫大な赤字となっています。ヨーロッパでは、そういった地域の足になるようなバス路線もインフラとして捉え、行政が支えている状況です。先ほどご意見にあったような、スーパー等を目的としたものでは、バスではなくタクシーのほうが安いということで運用している自治体もあります。

会 長 交通に関しては委員会があるのでしょうか。

事 務 局 策定委員会には名鉄バスさんにも入っていただき、お知恵を頂きながら検討を進めております。また、交通に関する委員会もございます。

会 長 ありがとうございます。発言の機会是他にもあると思いますので、本日はここまでとさせていただきます。

それでは、報告事項は以上でございますので、事務局に以降の進行をお返しします。

(閉会)

事 務 局 会長どうもありがとうございました。それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。これをもちまして、平成30年度 第2回 一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

閉 会

午前 1 1 時 3 0 分